

鹿角市地域維持型市道管理業務における一抜け方式実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市が発注する鹿角市地域維持型市道管理業務（鹿角市地域維持型市道管理業務に係る共同企業体取扱要綱（平成29年鹿角市訓令第116号。以下「共同企業体取扱要綱」という。）第2条第1号に定める管理業務をいう。以下「業務」という。）の競争入札における一抜け方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、一抜け方式とは、同日に開札する競争入札において開札する時間及び順位をあらかじめ定めておき、当該入札の落札決定順位が上位の業務の落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）となった者の以降の業務における入札を無効とする入札方式をいう。

(適用業務)

**第3条** 一抜け方式を適用する業務は、契約権者が必要と認めた発注案件とする。

(一抜け方式入札の執行)

**第4条** 一抜け方式を適用する業務の開札は同一日に連続して実施し、原則として予定価格が大きい案件から順に行うものとし、入札執行の際は、一抜け方式発注の通知事項を改めて入札参加者に周知したうえで、1件ごとに入札及び開札を行うものとする。

2 一抜け方式を適用した業務の落札者等となった共同企業体（共同企業体取扱要綱第2条第2号の共同企業体をいう。）の以降の同方式を適用した落札決定順位下位の業務における入札書は、無効とする。

3 一抜け方式を適用した結果、落札決定順位下位の案件において、当該入札の参加者が1者となる場合は当該入札の競争性確保のため、入札の執行を取止め、再度の入札公告を行うものとする。

(入札参加者への周知)

**第5条** 入札執行者は、一抜け方式の円滑な運用を図るため、入札公告等に次の事項を付記するものとする。

(1) 本要綱の適用があること。

(2) その他必要な事項

**附 則**

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。